

会議の 公開・非公開の別	<b>一部 非公開</b>	【開催日】令和5年9月25日(月) 【時間】14時00分～16時00分		
会議録の 公開・非公開の別	<b>一部 非公開</b>	【場所】岸和田市役所 新館4階 第1委員会室 【傍聴人数】1名		
<b>【名称】令和5年度第3回岸和田市指定管理者審査委員会</b>				
【出席者】○は出席、■は欠席				
中川	池内	山本	細井	南方
○	○	○	○	○
《施設所管課》福祉政策課：(議題等1)石原課長、小野担当長、前田主任、吉野担当員 (議題等2)石原課長、金山担当長、中前担当員 生涯学習課：井出課長、畑部担当長				
《事務局》行財政改革課：小林課長、金永担当長、出口主査、甲地主任				
<b>【議題等】</b>				
1. 高齢者ふれあいセンター朝陽における指定管理者の募集関係資料の審査(公開)				
2. 浜老人集会所の指定管理者候補者の選定(プレゼンテーション)(非公開)				
3. その他				
<b>1. 高齢者ふれあいセンター朝陽における指定管理者の募集関係資料の審査(公開)</b>				
福祉政策課より、高齢者ふれあいセンター朝陽における指定管理者の募集関係資料に関して、以下の概要のとおり説明し、質疑応答を行った。				
指定管理者候補者は原則公募により選定することとしているが、一定の要件のもと指定管理者候補者を非公募で指名可能である。今回、指定管理期間2年間、非公募により現指定管理者を次期指定管理者候補者に指名する理由について、下記のとおり説明。				
<ul style="list-style-type: none"> <li>本施設は、岸和田市公共施設等総合管理計画に基づく施設再編の対象施設となっており、令和8年度に近隣の公民館との機能統合を予定している。したがって、次期指定管理期間は令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年間とし、非公募により現指定管理者を次期指定管理者候補者に指名したいと考えている。</li> </ul>				
<b>【質疑・意見概要】</b>				
委員：公民館との機能統合の意味するところは、公民館の機能を高齢者ふれあいセンター朝陽に包含する、ということか。施設としては高齢者に限らない施設となるのか。				
所管課：「公民館の機能」と「高齢者ふれあいセンター朝陽の機能」を統合するものであり、その施設として高齢者ふれあいセンター朝陽の建物を使用するというものである。公民館は高齢者に限らず、幅広い世代が利用する施設であるので、機能統合後の利用対象者は公民館と同様となる。				
委員：令和8年4月1日に公民館と機能統合され、以降は高齢者ふれあいセンター朝陽は指定管理施設ではなくなるという認識でよいか。				
所管課：機能統合ののちの今後の施設運営のあり方については、関係各課と調整中であるが、指定管理施設ではなくなることも含めて検討中である。高齢者ふれあいセンター朝陽の機				

能が失われるわけではなく、公民館との機能統合という形で継続したいと考えている。

委員：企画提案事業における実施の条件について、合わせるとひと月あたり9講座程度の開催頻度となるが、現行の指定管理業務と同程度の回数か。

所管課：現行と同程度の回数と内容で継続したいと考えている。

委員：自主事業について、現行の指定管理期間中に実施している実績はあるか。

所管課：新型コロナウイルス感染症の影響もあり、当初の予定通り進められなかった部分はあるなかで、ペン習字教室、ヘルシーリラックス教室等、可能な範囲で実施している。

委員：昨年度の利用者数を教えてほしい。

所管課：12,726名である。

委員：今年度の利用者数は昨年度と比較して伸びているのか。

所管課：未だ資料者の自粛傾向が続いているようで、昨年度とあまり変わらない推移状況である。

委員：現行の指定管理期間において、新型コロナウイルス感染症の影響により閉館した期間は。

所管課：令和3年度中においては、4月下旬から6月にかけての緊急事態宣言を受け閉館した。

委員：企画提案事業については、当初の仕様を満足できる内容であったか。

所管課：事業の実施にあたって募集人数を絞るといった工夫を行ったうえで、仕様書で示している内容は満足していると認識している。

委員：企画内容はバリエーションに富んだものとなっているのか。

所管課：例えば、身体を動かす体操教室からストレッチ教室、シアターでの映画鑑賞、歌の教室といったものまで、多彩な内容を企画、実施頂いた。

委員：利用者の満足度調査を目的にアンケート調査を実施しているが、その結果について施設所管課との情報共有はなされていたか。

所管課：運営協議会といった会議の場で共有しており、課題等があればその場で方針を協議するなどの対応をしている。

委員：アンケート数はどの程度か。

所管課：直近の令和4年度では、9月と2月に実施しており、9月は94人、2月は113人の利用者から回答を得ている。1か月の期間を設け、その間に施設を利用された方を対象としてアンケートへのご協力をお願いした。

委員：アンケート結果を反映し、何か改善を図った点はあるか。

所管課：例えば、アンケートの内容に「床が滑りやすい」といったものがあつたが、指定管理者に聞き取りを行ったところ、定期清掃のワックスがけ直後が滑りやすいとのことだったので、定期清掃業者に指導し、液剤を変更させるといった対応を行った。

委員：企画提案事業に関する意見はあつたか。

所管課：募集定員の関係で企画提案事業の講座へ申し込みなかったとの意見を頂戴している。こちらは、指定管理者が自主事業で類似の講座を開講することで対応した。

委員：高齢者ふれあいセンター朝陽において実施する事業の対象者が「概ね 65 歳以上」と仕様書に記載があるが、「概ね」の意味するところを知りたい。

所管課：例えば、講座等に夫婦で参加したいといったときに、パートナーが 65 歳に満たなかった場合であっても、「概ね」の範疇として捉えられるようにしているものである。

委員：「概ね」とはあるものの、施設の利用者を 65 歳以上としているのは何故か。

所管課：「高齢者」の定義を 65 歳以上といたためである。なお、幅広い世代層に高齢者ふれあいセンター朝陽で実施している事業を知ってもらう機会として、年 1 回、年齢関係なく参加が可能な「朝陽まつり」を実施している、

委員：高齢者ふれあいセンター朝陽は令和 8 年度に近隣の公民館と機能統合すると説明があったが、この公民館とは、社会教育法上の公民館のことか。

生涯学習課：社会教育法上の公民館に位置づけられる施設である、

委員：高齢者福祉施設で実施される事業と、社会教育法上の公民館で実施する生涯学習事業の擦り合わせはどのように実施するのか。

生涯学習課：現在関係課との検討段階ではあるものの、生涯学習課所管施設として運営していくことを考えている。

所管課：現在の高齢者ふれあいセンター朝陽では、高齢者生きがいつくりといった事業を実施しており、生涯学習事業を実施する公民館と機能が重複している部分があると認識している。平成 5 年の開館以降、介護保険制度の創設や高齢者福祉の環境が大きく変わってきたことで、施設の役割も時代とともに変容してきたと感じている。今回の公民館との機能統合により、高齢者のみならず、幅広い年代とのかかわりを持てる施設とする予定である。

委員：高齢社会の中、ヤングオールド世代は元気な方も多く、生涯学習の環に加わってもらうことは大いに賛成したい。ただし、生涯学習課の受け入れ態勢がしっかり整理されていないと、偏った年齢層の利用者による独占状態となりかねないということに懸念を抱いているので、注意されたい。

委員：概ね 65 歳以上の市内在住者が利用対象者となっているが、利用者の地域的な隔たりはないか。また、施設に駐車場及び駐輪場はあるのか。

所管課：駐車場はないが、駐輪場は備えている。利用者の状況をみると、半数程度が近隣住民であるが、残りの半数程度は市内各地域から来館頂いている。

委員：他に意見がないようであれば、高齢者ふれあいセンター朝陽における指定管理者の募集関係資料については了承ということで良いか。

各委員：(賛同)

委員：高齢者ふれあいセンター朝陽における指定管理者の募集関係資料についての審議を終了する。

～～以下、非公開～～

以上

